

令和元年台風第19号への対応について

本市では、今年度指定された救助実施市として、大規模災害時、被災された方のニーズに迅速かつ柔軟に対応できるよう体制強化を進め、今回の台風では、最悪のケースを考え、やれるべきことは、すべてやるという姿勢で準備し、対応してきました。

地域では避難所運営や被災された方への支援など、あらゆる場面で、自主防災組織をはじめ、地域の皆様の御協力により、災害対応が行われました。

こうした本市の対応状況等について、御報告します。

1 被災者支援

- 避難所 160 か所（ピーク時：33,150人）→2 か所（14人7世帯）
- 罹災証明 区役所受付件数1,970件（22日現在）
※浸水被害集中地区を対象に実施していた建物被害認定調査は終了（2,407件実施済）
- ボランティア支援 従事者415人（21日現在）
- 被災住宅支援
 - ・被災住宅の応急修理等の相談
 - ・市営住宅等公的住宅への一時避難受付
 - ・ペットの一時預かり
- 中小企業支援 特別経営相談窓口の設置
- 災害廃棄物 建設業協会等の民間団体及び横浜市の支援を受けながら回収中
- その他支援 東京都からの物資支援、公衆浴場の無料入浴サービス

2 社会基盤の復旧状況

- 河川 排水作業は完了 ※多摩川河川敷の復旧の見通しは立っていません。
- 道路 車両の通行止めは解除
- ライフライン 復旧

3 公共施設の復旧状況

- 閉館（園）施設 ※台風第19号の影響によるもの
 - ・市民ミュージアム
 - ・多摩川緑地内の市が管理する全ての野球場・サッカー場・陸上競技場等の運動施設、広場
 - ・多摩川緑地バーベキュー広場、パークボール場、マラソンコース、駐車場（宇奈根、瀬田、丸子橋、上平間）
 - ・東高津、くじいこいの家

4 その他

- 被災者支援メニュー [参考資料](#)

川崎市総務企画局危機管理室 担当
電話 :044 (200) 2890
F A X:044 (200) 3972

被災者支援メニュー

項目	対応状況		問い合わせ先
	所管	支援内容	
避難所	区役所	高津区 2カ所(東高津老人いこいの家、くじ老人いこいの家) ※160の避難所を開設、最大避難者数は33,150人 ※その他の避難所については閉鎖済です。	高津区役所 危機管理担当 電話：044-861-3146
罹災証明	総務企画局 区役所	○各区役所で罹災証明書申請窓口を開設しております。 ※区役所受付件数：1,821（10/20現在） ○罹災証明書の出張窓口の設置やローラーで被害認定調査を行っております。(浸水被害が大きい地区に限定いたします。) ※10月20日調査終了（2,407件調査実施）	川崎区役所 危機管理担当 電話：044-201-3327 大師支所 区民センター庶務係 電話：044-271-0136 田島支所 区民センター庶務係 電話：044-322-1967 幸区役所 危機管理担当 電話：044-556-6610 中原区役所 危機管理担当 電話：044-744-3141 高津区役所 危機管理担当 電話：044-861-3146 宮前区役所 危機管理担当 電話：044-856-3114 多摩区役所 危機管理担当 電話：044-935-3146 麻生区役所 危機管理担当 電話：044-965-5115
ボランティア	健康福祉局	○災害ボランティアセンターを川崎市総合福祉センター内に設置しました。 ○受付時間：9時～16時 ○支援内容：個人家屋の片づけ、泥出し、清掃など ○申込み先：電話 080-9537-1546 FAX 044-739-8739 E-mail v-center@csw-kawasaki.or.jp ※申込み時には、氏名・連絡先（電話等）・支援要望内容等について確認させていただきます。 ※10月21日現在、ニーズ164件、ボランティア活動従事者415人	健康福祉局地域包括ケア推進室 電話：044-200-2625
各種支援	経済労働局	○特別経営相談窓口を設置しています。 (市内中小企業向けの融資や経営に関する窓口) ※10月21日現在、融資の相談13件	【融資に関する相談】 経済労働局産業振興部金融課【川崎・幸・中原区】 電話：044-544-1846 経済労働局産業振興部中小企業溝口事務所【高津・宮前・多摩・麻生区】 電話：044-812-1112 【経営に関する相談】 川崎市中小企業サポートセンター 電話：044-548-4141
		○消費者行政センターの相談窓口があります。 ※10月21日現在、6件の相談	消費者行政センター 電話：044-200-3030
	まちづくり局	○住宅被害に関する融資等に関する相談窓口設置しています。 ※10月24日受付窓口設置予定	住宅金融支援機構お客さまコールセンター 0120-086-353（通話料無料）
		○市営住宅等公的住宅への一時避難の受入窓口を設置しています。 ※10月21日現在、実要望件数93件、入居決定済件数75件	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 電話：044-200-2948

各種支援	まちづくり局	<p>○災害救助法に基づく住宅の応急修理を実施しています。</p> <p>○対象者（次の全ての要件を満たす者（世帯）が本制度の対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に居住している住宅が全壊、半壊、大規模半壊の被害を受けたこと。 ・応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 ・応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しないこと。 ・半壊の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない者（世帯）。 <p>○応急修理の箇所 日常生活に必要で欠くことのできない部分（居室、台所、トイレ等）の応急修理であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所</p> <p>○修理の限度額 1世帯あたりの修理範囲は595,000円（消費税込）以内</p>	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 電話：044-200-2253
	健康福祉局	<p>○床上浸水の被害に遭われた方を基本として、消毒液・マスク・ゴム手袋を区役所が町内会・自治会等を通じて配付しております。</p>	健康福祉局保健所感染症対策課 電話：044-200-2441
応急給水	上下水道局	<p>○マンション等集合住宅等で、ポンプ等の故障により各家庭の蛇口から水道水が使用できない方を対象に、応急給水袋(10L)の配布を実施しております。</p> <p>（南部、中部、北部サービスセンターにて配布しております。）</p>	<p>南部サービスセンター(川崎区、幸区、中原区) 電話：044-544-5433</p> <p>中部サービスセンター(高津区、宮前区) 電話：044-855-3232</p> <p>北部サービスセンター(多摩区、麻生区) 電話：044-951-0303</p>
災害廃棄物	環境局	<p>○持ち込まれた災害ごみや臨時収集した災害ごみの受入を実施しております。</p>	<p>(川崎区) 川崎生活環境事業所 電話：044-266-5747</p> <p>(幸区・中原区) 中原生活環境事業所 電話：044-411-9220</p> <p>(高津区・宮前区) 宮前生活環境事業所 電話：044-866-9131</p> <p>(多摩区・麻生区) 多摩生活環境事業所 電話：044-933-4111</p> <p>(統括) 環境局生活環境部収集計画課 電話：044-200-2583</p>
民有地内土砂等の回収	建設緑政局 上下水道局	<p>10月12日（土）の台風19号の大雨による冠水により民有地内に堆積した土砂等については、市が回収いたしますのでお知らせします。</p> <p>台風19号に伴う冠水により堆積した土砂等</p> <p>※台風被害に起因しない生活ごみ（普通ごみ、小物金属、粗大ごみ）や資源物（空き缶、ペットボトル、空きびん等）は取り除いてください。</p> <p>※下水管がつまるおそれがありますので、スコップなどで大量の土砂等を道路の側溝やますに捨てることのないようお願いします。</p> <p>対象となる土砂等</p> <p>回収開始日 令和元年10月17日（木）から</p> <p>回収方法 土のう袋や、水切れの良い丈夫な袋等（家庭にあるゴミ袋の場合、適宜水抜き用の穴をあける）に入れて、自宅前に通行の支障とならないよう、まとめて置いてください。管轄の道路公園センターが、順次回収いたします。</p> <p>なお、回収量が多い場合は、時間を要することがあります。</p> <p>回収等で困りの場合は、道路公園センターへ御連絡ください。</p>	<p><土砂等回収に関すること></p> <p>川崎区 川崎区役所道路公園センター 044-244-3206</p> <p>幸区 幸区役所道路公園センター 044-544-5500</p> <p>中原区 中原区役所道路公園センター 044-788-2311</p> <p>高津区 高津区役所道路公園センター 044-833-1221</p> <p>宮前区 宮前区役所道路公園センター 044-877-1661</p> <p>多摩区 多摩区役所道路公園センター 044-946-0044</p> <p>麻生区 麻生区役所道路公園センター 044-954-0505</p> <p><下水管のつまりに関すること></p> <p>川崎区・幸区 南部下水道事務所 044-344-4866</p> <p>中原区・高津区 中部下水道事務所 044-751-2966</p> <p>宮前区 西部下水道管理事務所 044-852-5131</p> <p>多摩区・麻生区 北部下水道管理事務所 044-954-0208</p>

<p>無料入浴サービス</p>	<p>健康福祉局</p>	<p>中原区・高津区・多摩区（一部）の公衆浴場（銭湯）のご厚意により、台風19号で被災された方々に対して、無料入浴サービスを提供いたします。</p> <p>【対象者】 台風19号の被害により自宅の被害を受けた市内在住の方で、風呂が使用できない方</p> <p>【利用方法】 各公衆浴場で受付票（利用毎）に記入の上、ご利用ください（罹災証明書をお持ちの方はご持参ください。）。</p> <p>【実施施設】 川崎浴場組合連合会加盟の中原区・高津区・多摩区（一部）の公衆浴場（銭湯）</p>	<p>健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課 電話：044-200-2651 対象はHPを参照 http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000111546.html</p>
<p>災害見舞金</p>	<p>健康福祉局</p>	<p>本災害により、住居に被害を受けた世帯を対象に見舞金を贈呈いたします。集合住宅にお住まいの方は、それぞれの居室毎に対象となります。</p>	<p>健康福祉局地域包括ケア推進室 044-200-2628 川崎区役所地域ケア推進課 044-201-3228 大師地区健康福祉ステーション保護課 044-271-0148 田島地区健康福祉ステーション保護課 044-322-1981 幸区役所地域ケア推進課 044-556-6643 中原区役所地域ケア推進課 044-744-3252 高津区役所地域ケア推進課 044-861-3302 宮前区役所地域ケア推進課 044-856-3254 多摩区役所地域ケア推進課 044-935-3295 麻生区役所地域ケア推進課 044-965-5156</p>
<p>ペット一時預り支援</p>	<p>健康福祉局</p>	<p>公益社団法人川崎市獣医師会の会員の動物病院で被災ペットの一時預りを行います。</p> <p>1 設置日 令和元年10月18日（金） ※ご相談及びペットの一時預りは、10月21日（月）10時からとなります。</p> <p>2 支援内容 飼育困難になった犬、猫等の一時預り（原則2週間以内） 対象者：台風19号の被害により自宅の被害を受けた市内在住の方</p> <p>3 利用方法 ◎下記相談窓口にて御相談の上、指定された預け先（動物病院）に「飼育困難になった犬、猫等の一時預り依頼書」をご提出ください。 ◎身分証明書（運転免許証等）をご提示ください。 ◎罹災証明書をお持ちの方はご提示ください。お持ちでない方は、後日、ご提示ください。</p>	<p>相談窓口 川崎市動物救援本部（公益社団法人川崎市獣医師会アニマルフレンドコール） 電話：044-744-1482 相談時間：月曜日～金曜日（祝日除く）10時～12時／13時～16時</p> <p>動物救護施設 公益社団法人川崎市獣医師会会員動物病院 川崎市動物愛護センター ANIMAMALL(アニマモール)かわさき (川崎市中原区上平間1700-8)</p>